

## 香川県条例第18号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～550 略				1～550 略			
551 法第85条第6項の仮設興行場等建築許可申請手数料	略			551 法第85条第5項の仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	12万円
551の2 法第85条第7項の仮設興行場等建築許可申請手数料	略			551の2 法第85条第6項の仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	16万円
552～561の2 略				552～561の2 略			
561の3 法第87条の3第6項の興行場等使用	略			561の3 法第87条の3第5項の興行場等使用		1件	12万円

許可申請手数料			
561の4 法第87条の3第7項の特別興行場等使用許可申請手数料	略		
562～584 略			
584の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築の場合に限る。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（584の3の項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項及び584の4の項から584の6の項までにおいて「確認書等」という。）の交付を受けた住宅 略 略		
584の3 略			
584の4 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	略		
584の5 長期優良住宅維持保全計画認定申請	確認書等の交付を受けた住宅 区分所有住宅以外の住宅	1件	17,000円

許可申請手数料			
561の4 法第87条の3第6項の特別興行場等使用許可申請手数料		1件	16万円
562～584 略			
584の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築の場合に限る。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（584の3の項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項及び584の4の項において「確認書等」という。）の交付を受けた住宅  略 略		
584の3 略			
584の4 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	略		

手数料	区分所有住宅	1件	<u>認定申請1件につき、当該認定申請に係る次に掲げる住戸の数に応じて定める額に当該住戸の数を乗じて得た額</u> <u>5以下 8,000円</u> <u>6以上10以下 7,000円</u> <u>11以上50以下 4,000円</u> <u>51以上200以下 3,000円</u> <u>201以上 2,000円</u>
	確認書等の交付を受けた住宅以外の住宅		
	区分所有住宅以外の住宅		
	床面積の合計		
	<u>100平方メートル以下</u>	1件	<u>67,000円</u>
	<u>100平方メートルを超え200平方メートル以下</u>	1件	<u>76,000円</u>
	<u>200平方メートルを超える場合</u>	1件	<u>103,000円</u>
	区分所有住宅	1件	<u>認定申請1件につき、当該認定申請に係る次に掲げる住戸の数に応じて定める額に当該住戸の数を乗じて得た額</u> <u>5以下 36,000円</u> <u>6以上10以下 3</u>

			万円 <u>11以上25以下</u> <u>22,000円</u> <u>26以上50以下</u> <u>2</u> <u>万円</u> <u>51以上100以下</u> <u>17,000円</u> <u>101以上200以下</u> <u>16,000円</u> <u>201以上300以下</u> <u>15,000円</u> <u>301以上</u> <u>14,000</u> <u>円</u>		
584の6 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	譲受人の決定のみの場合	1件	400円		
	その他の場合				
	変更後の計画に係る 確認書等の交付を受けた住宅又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準の変更を要しない住宅 その他の住宅	1件  1件	1,000円	584の5の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額	
584の7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容	略			584の5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容	略

積率に関する特例許可申請手数料
584の8～598 略
備考 略

積率に関する特例許可申請手数料
584の6～598 略
備考 略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部551の項、551の2の項、561の3の項及び561の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。